

○追加検討事項1 EV用WPTの放射妨害波の許容値の一部緩和

(背景)

放射妨害波の150kHz～30MHzの許容値にCISPR 11のグループ2・クラスBが適用された場合、EV用WPTの高調波レベルがかなり厳しくなり製造上の困難が大きい。

【検討事項】

2次高調波(158～180kHz)、3次高調波(237～270kHz)、4次高調波(316～360kHz)、5次高調波(395～450kHz)に当たる部分の放射妨害波の許容値について、電波法における現行のIH調理器の規制値(200 μ V/m@30m)までの緩和

○追加検討事項2 放射妨害波の10m許容値の設定

(背景)

CISPR11では3mの許容値を規定しているが、許容値は10mで設定すべき。

【検討事項】

全WPTシステムについて、距離10mを基本とした許容値の設定

○追加検討事項3 クラスA及びBに対応する国際設定環境の整理

(背景)

CISPRにおけるクラスA及びBに対応する国内設置環境を明確化する必要がある。

【検討事項】

WPTシステムについて、クラスA及びBに対応する国際設定環境の整理

ワイヤレス電力伝送作業班追加検討事項②

○追加検討事項4 家電機器用WPT①の放射妨害波の許容値の一部緩和

(背景)

家電機器用WPT①の3次高調波及び5次高調波について、製造上、CISPRの規定値まで放射妨害波のレベルを低減することは困難。

【検討事項】

3次高調波 (20,295kHz～20,385kHz) 及び5次高調波 (33,825kHz～33,975kHz) に当たる部分の放射妨害波の許容値について、4.03dB μ A/m @ 10m (30mで設定した目標許容値を10mに換算した値) までの緩和

○追加検討事項5 漏えい電界強度の許容値に対する設置上の条件の妥当性の検証

(背景)

EV用、家電機器用②及び③について、共用検討に用いたパラメータの数値の検証や実機等による実験に基づく設置条件(離隔距離)の検証が必要。

【検討事項】

共用検討に用いたパラメータの数値の検討。また、EV用WPTと鉄道信号設備との設置条件について、実機等による実験結果等を反映した条件の見直し。

○その他確認事項

- ・WPTシステムが行う制御通信の明確化
- ・家電機器用WPT②における照明器具への適用(CISPR 15の適用可能性)
- ・試験機器(EUT)の範囲及び測定方法の明確化
- ・電波防護指針改定への対応